

# メーカー保障 商慣習法（TPA）

オーストラリアで製品を販売した場合メーカー側にどのような責任が発生するのでしょうか？

商慣習法である Trade Practice Act (TPA) 第 7 4 条 1 項に基づきメーカーは消費者に対し購入製品の修理の提供を義務付けられております。

判例として、莫日系メーカーの例があります。

この日系メーカーは 1990 年頃にリモート・コントロール付きのカラー・テレビを豪州国内で販売しておりました。消費者の修理要望をメーカー側は断りました。

修理に出されたテレビのリモート・コントロールは製造から 9 年経過しておりました。断られた消費者は裁判を起し、TPA 第 7 4 条 1 項に基づき損害賠償を求めました。

裁判の争点は消費者が修理出来ない状況に置かれた理由の正当性でありました。正当な理由として掲げられる 1 つには販売前に修理保障期限を表示した場合等が掲げられます。又は、消費者が製品をオークション等で購入した場合が掲げられます。

詳細は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一  
アドバンテージ パートナーシップ法律事務所  
(02) 92217555  
[legal.one@advantagepartnership.net](mailto:legal.one@advantagepartnership.net)  
[www.advantagepartnership.net](http://www.advantagepartnership.net)